

目黒区在宅避難支援事業（防災カタログギフト配布事業）業務委託
に関する公募型プロポーザル募集要項

令和8年3月

目黒区危機管理部防災課

1 事業者募集の目的

区では、災害対策の基本である「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、様々な防災施策に取り組んでいる。本事業に関しては、いつ起こるかもしれない首都直下地震の備えとして、区民の「自助」を促進し、在宅避難を推進することを目的として、各世帯において必要となる防災用品等を選定し、配布する業務委託事業である。

区民一人当たり付与する3,000円相当のポイントの範囲又は世帯のポイント合算（2人世帯の場合には、合算して6,000円相当のポイント）を想定した防災用品（複数品目を組み合わせた「セット商品」の提示も必須とする。）を、区民のニーズに合わせ、費用対効果の高い防災用品の最適な組み合わせを全体で120セット以上、事業者から提示することを提案要素とする。また、申込期限までに申込みを行わなかった者に対しては、携帯トイレを送付するものである。

また、本事業の履行に当たっては、事業の物品配送事業（個人情報の適切な管理を含む。）及びWeb申請のシステム構築経験、コールセンター設置などの区民対応業務が必要であり、申込みに応じて防災用品を期限内に確実に提供することを求める。

については、システム構築から運用までを迅速かつ確実にを行うため、事業者の有する知識・経験や実績等を総合的に審査し、より優れた者を選定する必要があることから、プロポーザル方式を用いて事業者選定を行う。

2 事業概要

(1) 業務名称

目黒区在宅避難支援事業（防災カタログギフト配布事業）業務委託

(2) 業務内容

各家庭の災害時の備えを支援するとともに、区民の防災意識のさらなる向上を図るため、全世帯に対して防災カタログギフトを配布し、在宅避難をより推進する。詳細は、別紙「仕様書（案）」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

事業者との協議の上、区が指定する場所

(5) 業務スケジュール（想定）

ア 契約締結：令和8年6月

イ 対象世帯データ受渡：令和8年7月～8月

ウ カタログ（啓発ページを含む。）制作：契約締結後～3か月程度

エ 申込用Webサイト構築：カタログ制作期間と並行して実施

オ カタログ配送：令和8年11月

カ 申込受付期間：カタログ到着後、少なくとも1か月以上（2か月以上が望ましい。）

キ 未申込世帯への携帯トイレ送付：申込期限経過後に一括実施

ク 防災用品の調達・配送：申込受付開始後～事業終了まで順次

ケ アンケート集計データの提供、報告書作成：令和8年11月～令和9年3月末

3 提案限度価格

提案限度価格（消費税込み）	969,100,000円
---------------	--------------

4 選定スケジュール（以下記載の日時は予定であり、変更が生じる場合がある）

内 容	期 間
募集要項等の公表	令和8年3月31日（火）
質問の提出期限（フォーム）	4月 8日（水） 17時まで
質問への回答（区公式Webサイト）	4月13日（月）
参加申込書の提出期限（フォーム）	4月17日（金） 17時まで
参加資格確認結果通知（フォーム）	4月22日（水）
企画提案書等の提出期限（フォーム）	5月 8日（金） 17時まで
第一次審査（書類審査）結果通知（フォーム）	5月20日（水）
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング審査）実施	5月29日（金）
受託候補者選定結果通知（フォーム）及び選定結果公表 （区公式Webサイト）	6月 1日（月）
契約締結	6月中旬

5 参加資格要件

下記の資格要件をすべて満たしていること。なお、契約締結までの間に下記のいずれかの資格要件を有しなくなった場合には、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続の申立てがなされていない者であること。
- (3) 目黒区の競争入札参加資格を有しており、東京電子自治体共同運営・電子調達サービスにおいて事業者の登録がされていること。
- (4) 目黒区競争入札参加資格者指名停止措置基準（平成2年4月1日付け目総契第740号決定）に基づく入札参加除外又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 「目黒区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成23年7月28日付け目総契第4070号決定）の入札除外措置を受けていないこと。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を参加者自身が取得（取得申請中を含む。）していること（証明するものを提出すること）。ただし、取得申請中の場合は、契約日時点で取得を完了していること。

(7) 過去5年間に、人口10万人以上の自治体を対象として、物品調達及び個別配送を一体的に実施する事業を受託した実績を有していること。

6 参加申込

(1) 受付期間

令和8年4月17日（金）17時まで

(2) 提出書類

提出書類	様式
プロポーザル参加申込書	様式1
東京都電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格審査受付票	—
一般財団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」又は「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を参加者自身が取得（取得申請中を含む。）していることを証明するもの	—
履行実績確認資料 [※]	任意

※履行実績確認資料は、「**項番5 参加資格要件**」(7)が確認できる資料を提出すること。
なお、契約書の写しを提出する場合には、履行実績が分かるもの（件名、契約者、契約期間、履行内容）とし、契約金額その他の項目はなくてもよい。

(3) 提出方法

プロポーザル参加申込書（様式1）及び履行実績確認資料等を、以下の申込フォームから提出すること。

申込フォーム：<https://logoform.jp/form/KeTk/1504321>

なお、必須項目の入力漏れ等のエラーに注意すること。

また、申込フォームで提出後、自動で受付メールが送信されるが、受付メールが届かない場合は、「**項番15 担当及び提出先**」まで連絡すること。

(4) 参加申込者にかかる参加資格確認結果通知

プロポーザル参加申込書が出された場合には、「**項番5 参加資格要件**」を満たすことを区で確認し、提案予定者として、参加資格確認結果通知をフォームにて通知する。

また、提案予定者には合わせて、「**項番8 企画提案書等の提出**」に掲げる提出書類の提出案内も通知する。

なお、参加資格要件を満たさない場合には失格とする。

参加資格確認結果通知日：令和8年4月22日（水）（予定）

7 質問及び回答

本要項に記載する内容について、質問がある場合には、下記の方法で受け付ける。電話（口頭）による質問の受付は行わない。

また、質問項目は、参加資格、参加申込及び提出書類の作成に係るものとし、審査に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年4月8日（水）17時まで

(2) 提出方法

「**項番15 担当及び提出先**」へフォームにより提出すること。

質問受付フォーム：<https://logoform.jp/form/KeTk/1504326>

(3) 回答

令和8年4月13日（月）（予定）にて、全ての質問及び回答について、質問者を匿名化し、その一覧を区公式Webサイトにて公表する。

(4) その他

ア 質問内容に疑義が生じた場合には、質問者へ電話等で問い合わせをすることがある。

イ 回答に際し、質問内容を要旨とする場合がある。

ウ 区が公開することが望ましくない質問には回答を行わない場合があり、回答に対する再質問は受け付けない。

8 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知を受けた事業者は、(1) 事業提案に関する書類、(2) 見積書を提出すること。提出期間以降の書類の差し替え及び再提出はできないものとする。なお、区が必要と認める場合は、資料の追加提出を求めることがある。

(1) 事業提案に関する書類（正本、副本各1部）

ア 書類作成上の注意

(ア) 下表「指定項目一覧」の全ての項目について、項目立てをし、わかりやすく具体的に記載すること。なお、必要に応じて下表以外の項目、内容を追加してもよい。

(イ) 一部業務の再委託や外部サービスの使用等を予定している場合には、その再委託先や内容について記載すること。

(ウ) 表紙を除き50ページ以内、A4自由様式とする。ただし、下記の指定項目一覧表5③「カタログ掲載予定防災用品一覧又はカタログイメージ」については、本書類には含めず、別資料として提出すること。（任意様式、ページ数は不問）

(エ) 表紙には、以下を記載すること。

①タイトル「目黒区在宅避難支援事業（防災カタログギフト配布事業）提案書」

②提出年月日

③事業者名、住所、担当者名、連絡先（正本のみ）

(オ) 副本はすべてのページについて、提案者を特定・類推できるような文言・ロゴマーク等を記載しないか又は黒塗りして隠すこと（黒塗りの場合には、完全に見えないようにすること。）。

(カ) 提出期間以降の書類の差し替え及び再提出はできないものとする。

(キ) 区に提出された提出物は一切返却しない。なお、提出物は本事業の事業者選定以外

の目的には使用せず、区が責任を持って保管・廃棄するものとする。

- (ク) 提出された企画提案書一式は、本件に係る審査結果を公表後、結果のいかんに関わらず、開示請求があった場合は、目黒区情報公開条例（平成12年12月目黒区条例第58号）の趣旨に則し、原則全部開示とする。したがって、全部開示されることを前提に、独自ノウハウ等の開示がされることで事業者等に明らかに不利益になる事項及び受託している業務実績については、提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書（以下「疎明書」という。）（様式4）を提出すること。なお、不開示部分についての最終判断は区で行うため、必ずしも疎明書に記載された全ての部分が不開示になるというわけではない。
- (ケ) 疎明書には、事業者名、書類名、該当ページ、不開示を希望する部分、具体的な理由、目黒区情報公開条例上の該当条例を明記すること。なお、疎明書の提出があった場合は、目黒区情報公開条例第15条第1項に規定する任意的意見聴取において、意見書の提出があったものとみなすが、疎明書の提出時と変化がないか等、再度状況の確認をする場合がある。

イ 指定項目一覧

No	項目名	内容及び留意点
1	事業実施方針	国等の近年の防災にかかる取り組みや本業務の実施背景や目的、内容を踏まえ業務実施方針を記載すること。
2	業務の実施体制	① 実施に向けた工程、スケジュール （カタログ配布期間・カタログ申込受付期間・配送完了日） ② 実施体制（各業務の管理・実施体制、役割分担、各業務の情報連携の実施方法） ③ 業務責任者と区の情報共有体制とその方法
3	事業効果を高める事項	① 申込率向上のための方策、周知方法等 ② その他、事業効果を高める工夫
4	カタログの印刷、封入封緘、発送業務に関する事項	① 印刷、封入封緘、発送業務の実施体制 ② 宛所不明等による返礼配送物の対応 ③ DV等により区内に避難し居住している世帯への対応 ④ 同梱を予定している区の啓発冊子等のデザインの打ち合わせ等の機会の確保
5	カタログに掲載する防災用品に関する事項	① 掲載する防災用品の定価目安及び掲載する商品（セット商品を含む。）点数 ② 防災用品の確保、欠品を防ぐ方策

		③ カタログ掲載予定用品の一覧又はカタログイメージ
6	防災用品の申込みに関する事項	① Web及びはがきでの申込情報の管理体制 ② 申込用Webサイトのイメージ ③ 申込用Webサイトのセキュリティ対策
7	防災用品の発送に関する事項	① 発送業務の実施体制 ② 宛所不明等による返戻配送物の対応方法
8	インターネット申込対象者のアンケートに関する事項	① 回答率を上げる工夫 ② アンケート質問項目、集計及び統計表示の提案
9	未申込者への携帯トイレに関する事項	① 携帯トイレの定価目安、見込み数量 ② 宛所不明等による返戻配送物の区への納入方法
10	コールセンターの運営に関する事項	① コールセンター業務の環境等 ② 運営体制 ③ エスカレーション減少の方策
11	個人情報保護・情報セキュリティ対策に関する事項	① 個人情報等の情報漏洩、事故防止に関する対策 ② 情報セキュリティ対策 ③ 対象世帯データの管理方法
12	委託の実績に関する事項	他自治体において、今回の業務と類する実績
13	その他追加提案に関する事項	事業実施に当たっての追加提案

(2) 見積書

見積書（様式5）を使用し、見積金額（消費税込み）は円単位とする。見積金額は評価項目の一つであり、見積金額が提案限度価格を超えた場合には無効とする。

(3) 提出期間

令和8年5月8日（金）17時まで

(4) 提出方法

ア 「項番15 担当及び提出先」へフォームにより提出すること。

申込フォーム：<https://logoform.jp/form/KeTk/1504342>

イ 提案書は、正本、副本を各1部作成すること。正本は、提案者名を記入し、副本は提案者を特定・類推できるような文言・ロゴマーク等を記載しないこと。副本は、ファイル名先頭に【副本】の文言を入れること。

(5) 提出書類

No	書類名	様式
1	企画提案書一式届出書	様式2
2	企画提案書	任意様式・A4
3	カタログ掲載予定防災用品一覧又はカタログイメージ	任意様式
4	疎明書（任意）	様式4
5	見積書	様式5

※上記1～5の提出書類一式を以下「企画提案書一式」という。

9 選定方法及び評価項目

本プロポーザルの審査及び選定は、「目黒区在宅避難支援事業（防災カタログギフト配布事業）者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行う。この選定委員会は、区職員により構成し、審査は、一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）の二段階で行う。

(1) 一次審査（書類審査）

企画提案書一式の内容について書類審査を行い、「二次審査対象者」を3事業者程度選定する。審査実施後、全ての提案者に審査結果をフォームにより通知する。

一次審査結果通知：令和8年5月20日（水）（予定）

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーション及び質疑の内容を基に、本業務における提案力・実行力等、総合的に審査を行う。

ア 実施日

令和8年5月29日（金）（予定）

※時間及び会場等の詳細は、一次審査（書類審査）の結果通知送信時に案内する。

イ 審査時間（50分）

プレゼンテーション20分、質疑30分の合計50分

※プレゼンテーションについて、時間超過を認めない。

ウ 説明

説明資料は企画提案書一式を用いることとする。

説明者は、契約に至った際に本業務を実際に担当する予定の者が説明を行うこと。

出席できる提案者は、パソコン等操作員を含め5名までとする。

提案者名が特定できる記載や口頭での発言は不可とする。

エ 機材

パソコン等の機材を使用して説明を行う場合は、二次審査対象者側で準備すること。

ただし、マイク、プロジェクター及びスクリーンは区の機材を使用することができるため、その際には申し出ること。

なお、投影資料は商号、名称、ロゴマーク等事業者を特定又は推測できるものがないようにすること。

(3) 総合審査（事業者選定）

ア 委託候補者の決定

選定委員会は、一次審査と二次審査の合計評価点を算出し、合計評価点が最も高い事業者を委託候補者として決定する。また、次に合計評価点が高い事業者を次点委託候補者として決定する。

なお、合計評価点と同点となった場合は、これらの事業者から提出された見積書に基づく見積金額が安価な事業者を委託候補者として決定する。

また、事業者が1社のときは、満点に対して70%程度以上の合計評価点を得た場合

に委託候補者として決定する。

イ 選定結果の通知並びに公表

第二次審査の対象となったすべての事業者へフォームにより通知する。

選定結果通知：令和8年6月1日（月）（予定）

また、選定の経過及び結果について、区公式 Web サイトで公表する。この場合、選定事業者以外（次点の事業者を含む。）の法人名称等の公表はしない。

10 評価基準

本プロポーザルでは、以下の評価基準に基づき審査を行う。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 指定項目による評価

8（1）イで示した「指定項目一覧」を評価項目とする。

イ 見積額評価

8（2）見積書記載金額を評価項目とする。

(2) 二次審査（プレゼンテーション）

No	評価項目	主な評価のポイント
1	業務についての理解・認識	○区の在宅避難支援事業を正しく理解した上で、事業効果を高めるための具体的な方策の提案がされているか。 ○事業の重要性を正しく認識し、受託意欲・熱意はあるか。 ○より多くの区民が申し込みをすることができる工夫がなされているか。
2	業務の実施体制	○事業実施に当たりマネジメント体制は確保されているか。 ○準備から事業実施まで業務ごとの具体的なスケジュールが考えられているか。 ○個人情報の適切な管理体制が整えられているか。
3	各業務の提案内容 カタログ制作・配送業務	○カタログ内容は区民の自助等の防災意識を普及、啓発させるような多様な品目等の提案となっているか。 ○配送業務に当たりスケジュール内に確実に配送できる体制となっているか。 ○誤配送防止の仕組みが整えられているか。

		防災用品の調達・配送業務	○防災用品（未申込者の携帯トイレを含む）の在庫確保（品質保証を含む）や欠品を防ぐ仕組みが整えられているか。 ○申込後の配送は滞りなく行われる提案となっているか。
		事務局業務	○区民からの問い合わせ等に対して十分な体制があり、真摯に対応することができる提案となっているか。 ○アンケートの回収率を上げるための工夫がなされているか。
4	プレゼンテーション全般		○分かりやすく信頼のできる説明であったか、また、質疑応答における回答は的確であったか。
5	その他（事業履行の信頼度、追加提案等）		○提案内容の実現性、信頼性があるか。 ○仕様書（案）にて要求された事項以外に、事業実施に当たって優れた追加提案があり、かつ、区に有用で事業改善効果が見込まれるか。 ○過去他自治体で同様の事業を実施しているなど、事業運営の実績があるか。

1 1 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

なお、失格となった場合においてもすでに提出された提案書等は返却しない。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) 参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (3) 提案予定者のうち、受付期間内に企画提案書一式の提出がないとき。
- (4) 提案した価格が提案限度価格を超過したとき。
- (5) その他、募集要項に反したとき。

1 2 参加辞退

参加申込後に辞退を希望する場合は、辞退届（様式3）に必要事項を記入の上、「**1 5 担当及び提出先**」へ電子メールにより提出するとともに担当まで電話すること。提出時の電子メールの件名は「**【辞退】目黒区在宅避難支援事業（防災カタログギフト配布事業）業務委託**」とすること。

なお、辞退は自由であり、辞退しても事後に不利益を被ることは一切ない。

1 3 契約等

区と委託候補者は、企画提案書一式の内容に基づき、仕様内容を協議の上、仕様を決定す

る。ただし、次の事項に該当した場合は、次点委託候補者を繰り上げる。

- (1) 委託候補者が辞退した場合
- (2) 委託候補者が失格となった場合
- (3) 協議が不調となり契約成立が見込めないと区が判断した場合

1 4 その他

- (1) 本プロポーザル提案に関する費用は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルは事業者選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任はその内容を提案した事業者が負うものとする。
- (4) 提出された書類等は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (5) 区は、提案の実現性を確認するために、必要に応じて参加者に対して、任意で追加資料の提出を求めることができる。
- (6) 委託候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容や提案した金額による契約・仕様を保証するものではない。契約・仕様内容については、別途協議を行う。提案のあった単価又は経費についても、その金額を保証するものではなく、その金額を上限として協議し、決定する。
- (7) 協議が不調となった場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償はしない。
- (8) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が別に定める。

1 5 担当及び提出先

目黒区危機管理部防災課防災係 高橋、川邊、山本、八文字

電話 03-5723-8700

メール bosai01@city.meguro.tokyo.jp

フォーム

参加申し込みフォーム <https://logoform.jp/form/KeTk/1504321>

質問受付フォーム <https://logoform.jp/form/KeTk/1504326>

企画書提出フォーム <https://logoform.jp/form/KeTk/1504342>